

Title	近時における企業会計法の展開
Sub Title	Le développement récent des Droits des Comptes Sociaux
Author	宮島, 司(Miyajima, Tsukasa)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2000
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.73, No.2 (2000. 2) ,p.71- 87
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	津田利治先生追悼論文集
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20000228-0071">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20000228-0071</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 近時における企業会計法の展開

宮 島 司

- 一 はじめに
- 二 近時における企業会計法の問題
- 三 個別的問題に関する若干の検討
- 四 結びに代えて

## 一 はじめに

この二、三年、わが国企業会計法にとって、その基本的な考え方も根本から覆してしまいそうな、大きな改革の波が押し寄せている。そして、この波は、わが国のみならず、アジア全体、そしてさらには世界全体をも覆いかぶさんばかりの勢いを示している。企業が、企業活動が、そして企業への投資が、このように国際的になってしまった今日、企業会計もまた国際化の洗礼を受けなければならなくなるであろうことは、必然でもある。<sup>1)</sup>

ところが、「企業会計法」といっても、わが国では企業会計をめぐる法規範が一つではないところに一筋縄ではいかない問題が潜んでしまっている。企業会計は、純粋に「私法」である商法に基づく企業会計（以下、「商法会計」と呼ぶ）、中間法としての「経済法」である証券取引法に基づく企業会計（以下、「証取法会計」と呼ぶ）、「公法」としての「行政法」に属する税法に基づく企業会計（以下、「税法会計」と呼ぶ）のトライアングル体制から成っている。それぞれの法がそれぞれの規制目的を有するものである以上、それぞれの法目的に適合した企業会計があつてもよさそうである。<sup>(2)</sup>しかし、法規制の対象とされている企業にとつて、得られた一年間の企業成果が、作成される計算書類の名宛先の法によって異なってしまうということも、現実問題として不便であろうし、また得られた利益が異なるということも、会計理論上問題がないわけではない。

はたして、こうした世界的な状況の中で、たとえその変革が必然とはいえ、特殊な企業会計法の体系を有するわが国は、いかなる方向へと向かうべきなのであるか。<sup>(3)</sup>そのための基礎作業として、まずわが国における企業会計法の近時における様相を探ることから始めなくてはならない。

## 二 近時における企業会計法の問題

平成九年から同一一年にかけて、大蔵省企業会計審議会は、企業会計に関するいくつもの意見書を公表し、また現在もなおいくつかのテーマに関し積極的に議論を続けている。これらの多くは、IASB（国際会計基準委員会）やFASB（米国財務会計基準審議会）などが設定してきているグロース・スタンダードへの対応を図つたものといえるが、わが国独自の企業会計上の問題点も議論の対象とされている。検討が終了したものとしては、

①「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」、②「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準の設定に関する意見書」、③「中間連結財務諸表等の作成基準の設定に関する意見書」、④「研究開発費等に関する会計基準の設定に関する意見書」、⑤「退職給付に関する会計基準の設定に関する意見書」、⑥「中間監査基準の設定に関する意見書」、⑦「監査基準、監査実施準則および監査報告準則の改定に関する意見書」、⑧「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」、⑨「税効果会計に係る会計基準の設定に関する意見書」であり、現在進行中のものとしては「減損会計」などがある。

企業会計審議会の性質上、右に掲げた企業会計に関する各意見書はいずれも直接は証取法会計に関するものではあるが、たとえ商法会計と証取法会計の目的が異なるとしても、近時企業会計自体が直面している問題点の解決を目指すという意味では、商法会計と決して無縁ではない。金融商品の時価評価の問題や税効果会計の問題などについては、大蔵省と法務省のジョイント研究会において検討もなされてきたのである。<sup>1)</sup>

そこで、近時問題となっている企業会計上の課題を、大略、次のように分類してみよう。まず第一に、新たな取引形態の出現や普及ないしは企業の国際化などによる環境の変化に起因するものである。金融商品の中のデリバティブやヘッジ取引、そして連結会計がここに含まれる。第二に、会計技術の発達に起因するものがある。税効果会計がこれに当たる。第三に、経済がインフレーションからデフレーションに変わったことにより顕在化したものである。これには減損会計の問題や年金会計の問題が含まれる。もちろんこれらは整然と右のように分類できるわけではない。とりわけ第三に属するとした年金会計の問題などは、第一の分類にもまた第二の分類にも該当する要素を有するものではあるが、その色彩という意味では第三に最も近いものと考えられる。

問題は、こうした課題に対して商法はいかに対応すべきかという点である。第一に属する金融商品の時価評価

に関する問題については、平成一一年商法改正において一応の解決はなされた。しかし、連結会計はまだまだ手つかずである。連結会計については、商法会計の存在意義を考えると証取法会計のように簡単に制度化しえないことがネックとなっている。<sup>(5)</sup> 開示規制にとどまるか、配当規制にまで及んでくるかにより、連結会計のあり方にも相違がでてくるものと考えられる。第二の税効果会計は、さきの大蔵省と法務省のジョイント研究会の重要な一項目とされていた。かつての商法の下では「繰延税金資産」勘定に貸借対照表能力を認めることはできない、すなわち貸借対照表上資産として取り扱うことはできなかったから、何らかの手当てが必要であった。結局、配当規制の改正の際の文言的操<sup>(6)</sup>作および計算書類規則の改正により、この税効果会計の導入がなされることとなった。<sup>(7)</sup> 第三に属する減損会計に関しては現行商法のままで問題はな<sup>(8)</sup>いと<sup>(9)</sup>しても、年金会計は大きな問題を含んでいる。商法上計算書類の作成・開示が義務付けられている会社とは別個の存在である年金基金に属する資産・負債を、その会社の計算書類中にいかなる根拠をもって開示させることになるかという根本問題、そしてさらには配当制限との関係も問題として提起されざるを得ない。<sup>(9)</sup>

### 三 個別的問題に関する若干の検討

#### (一) 時価会計

##### 1 総説

平成一一年一月二二日、企業会計審議会は「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」を公表した。これは、平成一〇年六月のFASBの「デリバティブ及びヘッジ活動に関する会計処理」や平成一〇年一二月のI

A S C の「金融商品・認識と測定」といったグローバル・スタンダードの公表を受けたものではあるが、精力的な審議の上、わが国の特質をも加味したものとして作成されている。ここでは、まず有価証券については、その属性に従い、売買目的・満期保有債券・関係会社株式・その他有価証券に分類し、それぞれ売買目的については時価、満期保有債券については償却原価、関係会社株式については原価、その他有価証券については時価で評価することとし、さらに金銭債権については償却原価、特定金銭信託等については時価、デリバティブについては時価で評価するものとする。そして、時価評価するものについては（有価証券の中では売買目的・その他有価証券、特定金銭信託等、デリバティブ）、その評価差額の取り扱いに関し、売買目的の有価証券、特定金銭信託等、デリバティブの三者を損益に計上するものとし、その他有価証券だけは資本の部に直接計上するものとしている。この基準は平成一二年四月一日以降開始する事業年度から実施するものとされており、証取法会計ではこれに従わなければならないこととなる。

商法会計も、この証取法会計の改訂を受けて、平成一一年八月に改正がなされた。しかし、商法改正においては、さきの証取法に基づく企業会計基準のすべてがそのまま採用されたというものではない。金融商品の時価評価に関する基本的姿勢は、「商法と企業会計の調整に関する研究会報告書」において示されているように、従来から商法において評価の方法が明文で定められていた資産の中で、金融商品と呼ばれる範疇に属するものについてのみ時価による評価が可能である旨の改正を行うものである。具体的には、金融商品の中で、改正前の商法上評価について規定のあった金銭債権、社債等、そして株式についてのみ改正を加える形になっている。すなわち、商法二八五条ノ四第三項、同二八五条ノ五第二項・第三項、同二八五条ノ六第二項である。これは商法の計算規定が強行規定性を有することから、これらの規定を改正しないままでは時価会計の導入が不可能であるからであ

る。これに対し、金融派生商品(デリバティブ)については、従来オフバランスとされてきたが、その多様性ゆえの把握の困難さから、オンバランスの仕方および評価の方法については商法に新たに規定を設けることをせず、「公正ナル会計慣行」に基づいて判断されることとなる。<sup>(10)</sup>そして、この場合の「公正ナル会計慣行」には、企業会計審議会が平成一一年一月二日に公表した「金融商品に係る会計基準」とその趣旨説明のための「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」が該当することとなる。<sup>(11)</sup>

## 2 時価評価の対象

時価評価の対象とされる資産は、今回の商法改正では、金銭債権および有価証券等である。

金銭債権については、原則として債権金額によって評価しなければならぬが、改正法では債権金額より高い代金で買入れたときは相当の増額をすることができるとし、また市場価格ある金銭債権については時価を付することができるとした。前者は、金融商品の発達や多様化という金融商品取引の実態を考慮すると、金銭債権を債権金額より高い価額で買入れる場合もあることから、そうした必要性に対応したものである。<sup>(12)</sup>後者はまさに時価評価を可能とするための改正である。ただ、「金融商品に係る会計基準に関する意見書」四一では、「一般的には、受取手形、売掛金、貸付金等の債権については市場がない場合が多く、客観的な時価を測定することが困難であると考えられるので、原則として時価評価は行わない」としており、さしあたって現行の「公正ナル会計慣行」上は期末における時価評価が行われることはなさそうである。したがって、この点に関する改正は、将来時価評価を行う環境が出てきた場合に備えるという意味をもつものである。また、有価証券等に関しては、市場価格ある社債等の債券および「市場価格アル株式ニシテ子会社ノ株式以外ノモノ」について、時価評価を可

能とする。有価証券には種々あるが、社債に関しては、その流通市場が拡大したことを受けて、証券取引所以外の市場において流通する社債等に時価評価を認めている。

ここにおける問題は、商法上時価評価の対象とされる資産と証券法会計上のそれとの乖離についてである。商法では、社債について市場価格ある社債と市場価格のない社債とを区別し、市場価格ある社債については時価評価ができるものとし、株式については子会社株式と子会社株式以外の株式を区別し、子会社株式以外の株式については時価評価できるものとしている。これに対し、「金融商品に係る会計基準」では、さきに述べたように、有価証券を、①売買目的有価証券、②満期保有目的の債券、③子会社株式および関連会社株式、④その他有価証券の四つに分類し、①については時価、②については償却原価、③については原価、④については時価評価するものとしている。この不一致はいかに解すべきであろうか。とりわけ「金融商品に係る会計基準」による分類では、売買目的か満期保有目的かというまさに企業の主観がメルクマールとされている。商法的観点からは、企業の恣意による有価証券の分類は、利益操作を惹起せしめることになるであろうから、そのまま採用することには困難が伴う。<sup>13)</sup>

また、③子会社株式とはいったい何かが問題となる。そもそも商法と証券取引法に基づく連結財務諸表規則では「子会社」の範囲が異なるからである。商法上の子会社は形式基準を採用している（商二二一条ノ二）のに対し、証券取引法上の子会社は実質基準を採用している（連結財務諸表規則二条）のであるから、証券取引法上の子会社であっても商法上は子会社とは認められない場合も多くあり、これらの会社については評価の基準が異なってしまうこととなるのである。<sup>14)</sup>



### 3 時価評価に関する問題点

#### ① 時価評価は任意か

時価評価に関する改正商法の条文は、いずれも「時価ヲ付スルモノトスルコトヲ得」という表現で規定されている。文言上の解釈からすれば、時価評価してもしなくても当該企業の自由であるというように読むこともできる。しかし、法文上「スルコトヲ得」とされている場合であっても、「できる」の意であることもあれば「しなくてはならない」の意であることもある<sup>(15)</sup>。そしてそれは当該条文の制度趣旨から解釈されなくてはならないことはいうまでもない。

時価評価の問題に関しては、これは、あくまでも「公正ナル会計慣行」に基づいて判断されなくてはならない事柄であると考えている<sup>(16)</sup>。もともと、商法三二条二項にいう「公正ナル会計慣行」の一般的な解釈は、商法に明文の規定がないものについてそれを補充する役割を担うものと理解されている。そこで、主として「金融商品に係る会計基準」の内容によって構成されることになる「公正ナル会計慣行」においては時価評価しなくてはならないとされていながら、強行法たる商法の明文上不可能とされていたのでは問題が生じてしまうところから、このような条文の形式を採用したのであって、決して単純に「任意である」との趣旨からではない。ただし、問題はそればかりではない。「できる」と理解すべきか、また「しなくてはならない」と理解すべきかについては、まさに「当該条文の制度趣旨から解釈されなくてはならない」と述べたが、制度趣旨を考慮する場合にも、さらに証券取引法適用会社と非適用会社とで同じ理解で足るかさえ問題として残ってしまうのである。

#### ② 時価会計の適用会社

今回の時価評価の導入は、商法特例法ではなく、商法自体の改正によるものである。したがって、時価評価の

対象とされる会社の範囲は、一応大規模株式会社に限られず中小株式会社も当然にその射程内に入ってくるという事になりそうである。

これは、金融商品の時価評価は、企業の財政状態と経営成績をより適正に表示することを目的としており、その観点からは、会社の規模により時価評価の必要性に違いが生ずるとは考えられないとの趣旨から、すべての会社に同一の評価基準が採用されたものといえる。<sup>(17)</sup>しかし、金融商品の時価評価の必要性は、投資家サイドの投資判断の形成という趣旨からの問題提起であつたわけであり、投資家による企業への投資という問題がほとんどない中小会社に対しても一律に時価評価を課してくるということには大なる疑問が提起されていたことも確かである。<sup>(18)</sup>したがって、評価基準については同一の基準がとられるとしても、強行規定か任意規定かに関連して、法文上からは必ずしも明確ではないこの時価会計の適用会社の範囲についてはいかに考えるべきかが問題となる。

時価評価に関する「公正ナル会計慣行」が、主として「金融商品に係る会計基準」から成るというものである以上、少なくとも証券取引法適用会社については「しなくてはならない」と解されることとなる。<sup>(19)</sup>ただし、この商法三二条二項の規定によって、企業会計原則自体が実質的商法になるとか、株式会社の計算書類制度につき、証券取引法が商法ないしは株式会社法の特別法の位置に迎えられたと考えるべきではない。なぜなら、商法の規定として「公正ナル会計慣行」と定められている以上、その公正さについての価値判断の基準は、商法の計算に関する法規制の目的に置かざるを得ないものであるからである。<sup>(20)</sup>したがって、証券取引法適用会社が商法上も時価会計が義務づけられるとしても、それは私人間の権利・義務の調整を役割とする商法においても、その利益衡量上時価会計の導入が要請される状況に至っていることが根拠とされるものであつて、<sup>(21)</sup>証券市場における秩序の確保のためという政策的必要性において時価会計を採用せざるを得ない経済法としての証券取引法とはその適用

強制の根拠が異なるといわざるを得ない。<sup>(22)</sup>

#### 4 時価会計の導入と配当規制

改正商法は、その二九〇条の配当可能利益の算定に当たって、会社の純資産額から控除すべき項目として、「資産ニ付キ時価ヲ付スルモノトシタル場合（略）ニ於テ其ノ付シタル時価ノ総額ガ其ノ取得価額ノ総額ヲ超ユルトキハ時価ヲ付シタルコトニ因リ増加シタル貸借対照表上ノ純資産額」を追加した。金融資産について、これを売却していないにもかかわらず、時価による評価を行った場合には、実現していない利益の計上を認めることとなるが、このような不確実な利益を配当の財源とすることを認めてしまうと、会社の債権者を害するおそれがあるため、時価評価による評価益は配当財源である純資産額から控除すべきこととしたのである。<sup>(23)</sup>

時価評価の導入と配当可能利益限度額の関係については、従来、評価益をすべて配当可能利益とすることは問題であるという考え方<sup>(24)</sup>と、時価評価の対象となる資産が換金性の高い流動資産などで、企業の期間業績としてとらえるべき評価損益の範囲内で時価評価が行われるならば、その評価損益について配当規制を行わなくても弊害は乏しいという考え方<sup>(25)</sup>があった。<sup>(26)</sup>この点は、むしろ理論の問題ではなく、経験則により決定されるべき性質を有するものであると考えている。<sup>(27)</sup>元来、商法二九〇条一項は、個々の資産の性質を判断して、直接に配当可能利益と結びつけようとする体系のものではないと考えるべきであるから、本来の意味での利益についての規定ではなく、利益の中でどの程度の部分を配当してもよいかという政策的な規定であると思われる。<sup>(28)</sup>すなわち、企業会計原則の「真实性」も絶対的なものとされているわけではないのであり、このような会計自体のもつ限界を、政策的にすなわち保守主義的思考によって補完しようとするのが配当規制なのである。要するに、商法二九〇条一項

は、理論上配当可能な利益を算定するというよりも、この程度は保有させておいた方が債権者保護にとって安全であろうという範囲を確定するといった程度の規制として把握すべきものであろう。

## (二) 連結会計

### 1 総説

企業会計審議会は、平成九年六月六日に「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」を、さらに平成一〇年一〇月三〇日に「連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」を公表した。ここでは、連結を主とし、個別を従とする新たな会計制度を樹立する<sup>(29)</sup>とともに、連結会計の対象とされる会社の範囲につき、それまでの持株基準から支配力基準および影響力基準へという画期的な転換がなされた。この改訂された連結財務諸表制度は、グローバル・スタンダードを考慮しつつも、わが国の実態をも併せ考えて構築されたものであって、その意味では、国際的に遜色のない制度設定がなされたものと評価してよい。

問題は、いまだ制度構築のなされていない商法上の連結会計はいかに進んでゆくべきかという点である。商法の分野でも、従来から何度となくこの問題が取り上げられてはいたが、最近時の改正でも実現が見送られてしまったことから、商法ではしばらくの間は制度化されることはなさそうである。そこには、次に述べるような困難な問題が横たわっているからである。

### 2 商法と連結会計の関係

商法上の制度として連結会計を導入しようとする場合、商法上の企業結合法から独立して連結会計制度だけを

考えることはできない（もちろん、開示のための開示というのであれば、それは可能ではある）。投資家保護ないしは市場秩序維持という政策目的から制度設定がなされる証券取引法の場合には、いわばそうした政策目的達成のため、連結すべきか否かが問われ、また連結の範囲も決定されるという、言ってみれば比較的単純な性質を有している。これに対し、企業をめぐる法律上の利害関係人の利益との関わりから商法上の企業会計が存在すると考える以上、商法における連結会計は、企業結合をめぐる法律上の利害関係人のいかなる利益との関わりで連結会計が問題とされるのが、まず明らかにされなくてはならないのである。そして、そのためには、先決事項として、いかなる利害関係人のいかなる利益を考慮した企業結合法であるかが問題とされなくてはならない。すなわち、例えば、典型的あるいは理念的な企業結合法としては、企業が結合するに至った場合、従属会社株主が結合企業全体から（あるいは親会社から）配当を受け、あるいは親会社株式との交換をなしうるとか、従属会社債権者は結合企業全体から（あるいは親会社から）弁済を受けるなどの制度が考えられるが、株主が保護されなければならぬ結合状態と債権者が保護されなければならない結合状態が果たして同じといえるのか、さらにはその他の利害関係人に開示すべき結合状態がそれらと同じなのかさえ問題となるのである。<sup>(31)</sup>

すでに三〇年以上も前から、世界各国で企業結合法創設のための動きそして切なる希望はあるものの、現実化した国はきわめてわずかである（ドイツ、ブラジル、ポルトガルのみである）<sup>(32)</sup>ということが如実に物語っているように、商法中に企業結合法制を設けることには多大な困難が伴うのである。先決事項とされる企業結合法の創設自体に困難が伴う以上、これを前提としなくてはならない連結会計にはより困難があると言わざるを得ない。

### 3 想定される姿

現在の会社法制が「原始構造の会社法」にとどまりつつ企業結合法的配慮をなしたものと変化する場合（平成一年の「株式交換等」に関する商法改正は、一部そうした方向へと踏み出したとも評価しうる）<sup>(33)</sup>と、「分子構造の会社法」へと転換された場合とでは、連結会計のあり方も異なるものと思われる。前者の企業結合法制の下では、商法上の連結会計制度は、個別の計算書類だけでは企業の実態を明瞭にすることはできないから、いわばその補完のため、政策的に制度が構築されるといった性格のものとなる（例えば、支配会社や従属会社の取締役の責任追及などといった目的のため）。ここでは、連結の範囲なども政策的に定まってくるため、理論的な興味は薄い。ただ、それでも、証取法会計における連結の範囲とは異なるという問題は残りそうである。

これに対し、分子構造の会社法へと転換される場合には、検討されるべき理論的な問題点が多くでてくる。しかも、その場合、できあがる企業結合法制がどのようなものであるかによって、連結会計のあり方も変わってくる。個別企業を前提としつつも、一定の場合には結合企業全体に法的一体性を認める場合と、結合企業が前面に登場し個別企業は背後に埋没してしまう場合とが考えられ、少なくともこの後者の場合には、会計もまた結合企業全体として行われるべきが理論上当然の要請となるはずだからである。そして、その際には、2において述べたように、まさに商法的な利益衡量という観点から、連結対象会社の範囲も理論的に定まってくるという側面を有しているから、証取法会計への相乗りはきわめて困難となる。<sup>(34)</sup>

#### 四 結びに代えて

本稿では、近時における企業会計法上のいくつかの主要な問題につき、証取法会計と商法会計の関係といった根本的な課題を念頭に置きながら論じてきたつもりである。そして、その過程の中で、企業会計法全体の流れが、証券取引法に基づく企業会計原則ないし会計基準と商法との住み分けをはっきりさせるという方向に向かいつつあるということも明らかとなってきた。すなわち、それは、例えば商法が金融資産の本身にまでは立ち入った細かい規制は設けることなしに、いわば抽象的な文言で規定するだけにとどめ、「公正ナル会計慣行」に基づく時価評価を前提として配当規制を行ってきたということなどに現れている。こうした流れは、従来の、いわば商法に遠慮しながら、あるいは商法にその拠り所を求めて存在したような感のあった会計学ないし会計理論が、その主導性を発揮し始めたという意味で、両者の関係についての新しい時代の到来といってもよいものと思われる。

しかし、その一方で、トライアングル体制の二極を占めている両者の融合はかなり困難であり、会計技術の進歩や会計をめぐる諸環境の急激な変化がますますそれに拍車をかけてしまっているのではないかとの危惧が逆に感じられたことも事実である。金融商品に関する評価についても不一致が見られたし、また連結会計に至っては、当分の間、証取法会計で作成された一個の計算書類で足ることにはならない事情ができてしまったからである。

(1) この点に関しては、拙稿「企業の国際化と会社法制」税経通信五二巻一二号三二頁。

(2) トライアングル体制については、拙稿「商法連結決算と連結納税制度」経理情報八一九号三九頁。

- (3) 宮島司・島原宏明「商法等改正の論理(第二回)―会計の国際化と商法」税経通信五四巻三三頁八三頁八三頁では、アングロ・サクソン流にできあがった証取法会計の中心たる企業会計原則とは異なり、大陸法的発想からできあがっている商法会計に関しては、経済社会の変動に適応しにくい会計システムとなっていることを指摘している。同旨のものとして、若杉明・中地宏・宮島司・濱本道正「わが国企業会計の現状と課題(座談会)」税経通信五四巻一六六頁(宮島発言)。
- (4) 平成一〇年六月一六日、大蔵省と法務省のジョイント研究会は「商法と企業会計の調整に関する研究会報告書」商事法務一四九六号二九頁以下を公表している。
- (5) 拙稿「企業結合と連結計算書類制度」法研六五巻五号一頁以下、同・前掲注(2)論文(商法連結決算と連結納税制度)三九頁以下。
- (6) 商法二九〇条一項の改正に当たり、単に「評価益」と規定せずに、「時価ヲ付シタルコトニ因リ増加シタル貸借対照表上ノ純資産額」とすることにより、税効果会計によって増加した部分は計算しないということを明らかにしたとされている。前田庸「商法等の一部を改正する法律案要綱(案)の解説(下)」商事法務一五一九号一〇頁。
- (7) 前払税金に相当する「将来の期間利益に対応すべき税額で当期に支払うべきもの」と未払税金に相当する「当期の利益に対応すべき税額で将来支払うもの」を相殺し、その額を「繰延税金資産」または「繰延税金負債」として貸借対照表に計上するとともに、損益計算書において税引前当期利益または税引前当期損失に「法人税等調整額」を加減して当期利益または当期損失を計算することとなる。原田晃治「株式交換等に係る平成一二年改正商法の解説(下)」商事法務一五三八号一〇頁。
- (8) 宮島司・島原宏明「減損会計と商法」法研七一巻四号一頁以下。
- (9) 退職給付債務のうち、過去勤務債務などに関しては、発生時にその費用および負債に計上せず、一定期間にわたって規則的に費用および負債に計上する方法(遅延認識)が認められている。この場合、未認識部分は簿外負債となるであろうが、そうであるとする、商法の資本充実の原則に抵触するおそれがでてくる。ただ、これが「公正ナル会計慣行」であるとした場合、商法上も特別に認められた簿外負債となり、配当可能利益計算に影響がでてくること



も考えられる。小林伸行「藤原哲『退職給付会計の実務』二一六頁。

(10) 前掲・研究会報告書では、「商法上デリバティブの会計処理については、特別の規定を設けず、第三二条にいう公正な会計慣行、具体的には企業会計における会計基準を斟酌して対応するものとして差し支えない」としている。

(11) 資産の評価基準については、「企業会計原則」に定めがあるが、金融商品については、この「金融商品に係る会計基準」が優先して適用されるものと位置付けられている（金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書）II。法律学でいうところの特別法と一般法の関係に類似している。

(12) 一定の利息付の債権を買い入れる場合に、買い入れの時点における金利がそれよりも低いときには、買い入れ価額が債権金額よりも高いということが起こり得るため、そのような場合には、債権金額ではなく、支払った対価の額を基準として金銭債権を評価するのが妥当であるとの理由からである。前田・前掲論文九頁。

(13) 岸田雅雄「商法改正と時価主義会計の導入」商事法務一五四三号九頁。

(14) 岸田・前掲論文九頁。

(15) 岸田・前掲論文七頁は、具体例として、商法二八七条ノ二の引当金の規定をあげる。

(16) 前田・前掲論文九頁。

(17) 前掲・研究会報告書三〇頁。

(18) 武田隆二「商法と企業会計との関係枠組みの検討」税経通信五三卷一一号三三、三四頁。

(19) 一般的に強制適用の根拠としては、商法三二条二項の「公正ナル会計慣行」であり、その「公正ナル会計慣行」の一つとして企業会計審議会の「基準」が挙げられるなどとする。岸田・前掲論文七頁、前掲・研究会報告書三一頁。その他、岸田教授は、法律上時価評価すべき金銭債権、株式、債券等の範囲、時価等の解釈が必ずしも明らかでないため、その会計処理の妥当性を確保するためには、会計監査人や公認会計士の監査を受ける大規模会社にのみ適用がなされることとなるとされる（岸田・前掲論文八頁）。

(20) 倉澤康一郎『商法の基礎（三訂版）』一七九頁。

(21) 宮島川島原・前掲（注3）論文八五頁。

- (22) 武田・前掲論文三四頁。
- (23) 原田・前掲論文九頁。
- (24) 鈴木学「配当規制と資産評価における問題点」税経通信五三巻七号一八二頁、岸田雅雄「わが国企業会計法の基本問題」商事法務一四四三号九頁以下。
- (25) 醍醐聰「時価評価と配当規制」税経セミナー一四一巻八号一〇頁以下、弥永真生『デリバティブと企業会計』五六頁以下。
- (26) この詳細については、宮島司・島原宏明「商法等改正の論理（第六回）―時価会計と商法（完）」税経通信五四巻八号五〇頁以下。
- (27) 岸田・前掲（注8）論文六頁、七頁。
- (28) 龍田節『新版注釈会社法（9）』一一頁。
- (29) 会計主体論としては、親会社説に立つことが明言されている。会計主体論については、会田義雄『財務諸表論』二六頁以下、黒澤清「連結財務諸表研究」企業会計一八巻八号一頁以下、武田隆二「連結財務諸表」六五頁。
- (30) 昭和五六年商法改正作業の段階で、法務省民事局参事官室は、「株式会社法の計算、公開に関する改正試案」の「その四 連結開示制度」において、連結貸借対照表および連結損益計算書の作成を提案していたし、昭和六十一年の「商法・有限会社法改正試案」の中でも同様の提案をしていた。また、近時では、持株会社の解禁を受けた商法改正作業の段階において、法制審議会は、平成一〇年七月八日「親子会社法制等に関する問題点」を公表し、「親会社と子会社との連結ベースの情報を開示することとするかどうかについては、なお検討する」としていた。
- (31) 拙稿「商法等改正の論理（第七回）―連結会計と商法改正」税経通信五四巻一〇号四三頁。
- (32) 拙稿「フランスにおける企業結合法のその後」『比較会社法研究（奥島還暦記念）』五四九頁。
- (33) 拙稿「商法等改正の論理（第一一回）―企業再編のための法整備」税経通信五四巻一五号五六頁。
- (34) 会計学者からこの点を論じたものとして、広瀬義州「国際会計基準と連結企業会計」商事法務一五四九号四頁以下。